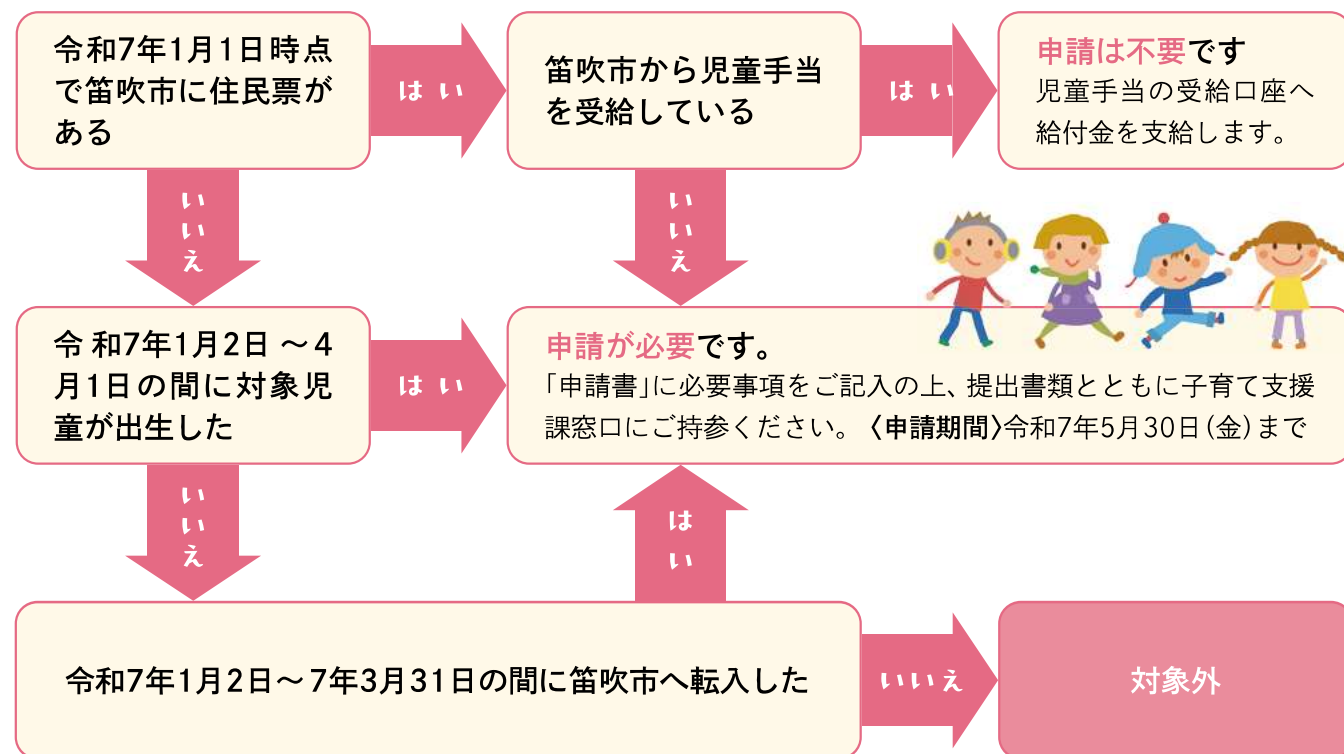


給付対象世帯確認フローチャート

※当チャートは一般的な事例を想定しています。

※令和4年4月2日から令和7年4月1日までに生まれた児童(対象児童)を養育していることが前提条件です。



こどもまんなか 取組みの紹介

笛吹市愛育連合会の活動

日頃から、愛育班の活動へのご理解ご支援をありがとうございます。

私たち笛吹市愛育連合会は、一宮・八代・春日居・境川の4地区で協働して活動を行っています。主な活動は、愛育の心である「見守り・声かけ」を中心に、お子様への絵本のプレゼント、妊婦さんへのハンカチ(安産祈願の腹帯にかえて)のプレゼントなど、このプレゼントの機会を通して声かけを行い、地域の中で孤独な人がいないようにという願いがあります。また地域のお祭りや集いの場において「受動喫煙のリスク」を伝えたり、未就学児のお母様が安心して研修会に参加できるように託児支援を行ったりしています。さらに班員自身が明るく元気であることを目的に班員研修を行っています。先日は「アロマでリフレッシュ」として、講師によるアロマの基本知識の講義と自分専用アロマスプレーを作成しました。関心のある方がいらっしゃいましたら、ぜひ一緒に活動しませんか。

笛吹市愛育連合会と各地区において「愛育だより」を発行しています。ぜひ、手に取っていただき、地域を元気に、子どもたちの未来をより良いものにしたいという思いを共有していただけると幸いです。今後とも愛育活動へのご支援をよろしくお願いします。



〈問合せ先〉 笛吹市愛育連合会 事務局 子育て支援課 母子保健担当 ☎055(261)1901

物価高騰対策・子育て世帯応援臨時給付金

0歳～2歳までのお子さんを養育している子育て世帯の方へ 給付金(児童1人あたり1万円)のご案内

基準日	令和7年1月1日
給付額	児童1人あたり1万円
対象児童	- 令和4年4月2日以降に出生し、基準日において、笛吹市に住民登録されている児童 - 令和4年4月2日以降に出生し、令和7年1月2日～3月31日までの間に笛吹市へ転入し、住民登録された児童 - 令和7年1月2日～4月1日までの間に出生し、笛吹市に住民登録された児童
支給対象者	上記の対象を養育する方で、基準日(上記②、③の場合は対象児童が住民登録された日)において笛吹市に住民登録されている方
申請について	対象児童が①に該当し、笛吹市から児童手当を受給している場合…申請は不要です(児童手当の口座へ給付します) 対象児童が①に該当し、笛吹市から児童手当を受給していない(職業が公務員など)場合…申請が必要です 対象児童が②または③に該当する方…申請が必要です



対象者には通知を送ります。対象と見込まれる家庭で通知が届かない場合は以下の問合せ先に連絡をお願いします。

申請期間 令和7年2月3日(月)～5月30日(金)まで

申請先 笛吹市役所 子供すこやか部 子育て支援課

受付時間 平日午前9時～午後5時(土日祝日を除く)

問合せ先 055(261)1904

※申請書は、2月上旬頃に対象者宛に送付いたします。そのほか、市の窓口やホームページからも入手可能です。

※申請日の翌月中旬に給付予定です。

